

沖縄米軍基地問題の当面の課題

池内 尚郎（政策調査スタッフ）

沖縄問題への複眼的アプローチ

沖縄問題の解決をはかるには、それが国際問題であると同時に国内問題であるとの複眼的な視点をもつことが不可欠である。

旧来の革新政党的な立場から見れば、冷戦後の新時代になったのだから、在日米軍基地を減らすのが当然であるとの直線的な思考が前面に出てこざるをえない。つまり、沖縄問題はあくまでも日米間の国際問題なのである。

これに対して、保守的な守旧派にすれば、問題は米軍基地が沖縄県に集中していることから生じているにすぎず、したがって本土の住民がいかに基地負担を分かち合えるかが焦点となる。ここでは問題は国内政治なのである。

両論とも真理的一面を突いてはいる。沖縄問題はたしかに、1972年の返還後も、米軍基地の重圧を沖縄県民だけに押しつけてきた本土の人々の無関心と無責任を鋭く問うている。しかし、かといって、たとえば嘉手納基地を本土にもってくることが現実に可能なのか冷静に考えなければならぬ。

NIMBY（「ニンビ」と読む）という言葉がある。Not in my backyard.（わが家の裏庭はお断り）という表現の頭文字をとったものだ。嫌なものに対する拒否反応は、アメリカでも同じなのである。したがって、たとえば県道104号線越えの実弾射撃訓練の本土分散移転のように、沖縄が強いられている基地機能の一部を本土が負担することは可能だろうが、すべてを本土でというのは物理的にも

政治的にも不可能だろう。それに、沖縄県民自身が、自らの苦悩を本土の人々に押しつけようとは望んでいない。

他方、とにかくアメリカが譲歩すればよいという発想も問題をこじらすだけである。アメリカには日本は次のような姿に映っているのではないか。「日本は、自国の安全とアジア太平洋の安定を確保するため日米安保条約を堅持し、そのために米軍の駐留を認めているはずであるにもかかわらず、沖縄米軍の撤退を一方的に要求している。沖縄の第3海兵遠征軍は、軍事戦略上の意味があって、そこに駐留している。ところが、日本側は何の理屈もなしに海兵隊の撤退を求めている」

もし日本が本当に沖縄の米軍基地の縮小を要求しようとするのであれば、アメリカの軍事戦略にまで踏み込んで日本の主張を展開できるだけの説得力をもたす必要があるし、また外交がギブ・アンド・テイクだとすれば、米軍撤退という「テイク（贈り物）」に対して、日本が何を米国に「ギブ（与える）」するかを整理しておくべきだろう。

駐留軍用地特別措置法の見直し問題

沖縄米軍基地問題をめぐる現下の最大の課題は、普天間飛行場や嘉手納基地等に分散する3084人の地主の所有地の使用期限切れ（5月14日）を控えて、国による不法占拠状態をいかにつくりださないようにするかということである。

現在、米軍に供するための民有地の収用については、駐留軍用地特別措置法（以下、特措法）と土地収用法が適用されることになっている。両法

に基づいて、政府は5月14日の使用期限切れを迎える土地について沖縄県収用委員会における裁決申請を行い、これに基づいて現在、同収用委員会でその是非を決める公開審理がすすめられている。ところが、収用委員会の裁決が期限切れまでに間に合わない公算が高い。このため、政府は特措法を見直して、収用委員会で審理中の土地については、裁決が出るまで暫定的に使用できるようしようとしているのである。

こうしたやり方に対して、沖縄県は、勝負に負けそうになったという理由で相撲の最中に土俵を広げるようなものと批判している。実は、政府の同法改正案は、たとえ収用委員会が収用の却下裁決をして、審理のやり直しを行っている間も暫定使用を認める内容になっている。土俵を広げるどころか、試合に勝つまで何回でもイニングを増やすという一方的な「新ルール」なのである。これでは沖縄県が納得できないのも当然だろう。

土地収用問題では、もう一点忘れてはならない問題がある。現行の土地収用法では、国は期限切れを迎える土地について、6か月間の緊急使用を申し立てる権利を有している。ところが、政府は、この権利を行使する十分な時間的余裕があったにもかかわらず、「緊急使用の申し立てをすると、本来の審理の時間がとられてしまう」という理屈で、申し立てを見送ったのである。緊急使用の申し立ては、沖縄県はもちろん、民主党も社民党も新党さきがけも要求してきたものであり、早めに政府が決断を下しておれば、事情は現在とかなり異なっていた可能性もある。

ただ、いまとなっては手遅れと言わざるをえない。もはや各党に残された選択は、5月14日を控えて、特措法の見直しに賛成するのか反対するのかという厳しい政治決断である。この判断をめぐっては、すでに与党3党の枠組みは崩れている。自民党は当然、特措法の改正やむなしの立場であり、新党さきがけも同党に同調している。しかし、社民党は沖縄県に犠牲を強いる特措法の見直

しに賛成できないとの立場である。他方、野党では、新進党が沖縄だけを取り出した法改正でなく、裁決権を国に移行させる抜本的な法改正は必要と主張して、現在のところ現行特措法の改正に明確な賛否を明らかにしていないのに対して、太陽党は改正やむなしとの見解をまとめた。民主党は、党内議論を集約中である。

この特措法問題にどのように対応すべきなのか。特措法自体だけを取り出して言えば、国として日米安保条約を堅持すると言明している以上、法的空白を招かないように必要最小限の法改正を行うことはやむを得ないだろう。しかし、問題はもっと多面的である。つまり特措法問題は、沖縄県の米軍基地の整理縮小と日米地位協定の見直し、沖縄振興策の充実などの懸案を解決するための重要なテコの役割を背負わされているのである。法改正に賛成するにせよ反対するにせよ、これらの諸課題にどこまで真剣に取り組めるのか、国民にはつきり示すことこそ、政党に課せられた使命でなければならない。

海兵隊の削減・撤退

今年に入って、一時、政府においても海兵隊の撤退に関する協議を米国と開始しようという前向きな気分が見られた。最終的に自民党内の異論によって取りやめになったが、首相特別補佐官の岡本行夫氏がこの問題で訪米しようとしたことはそのような気分の表れだった。しかし、ゴア副大統領やオルブ赖ト国務長官の厳しい態度にあって、政府の姿勢は急変した。

アメリカが海兵隊の縮減を含めて兵力構成について議論することに抵抗するのは、朝鮮半島情勢が不透明という理由からである。しかし、米国の軍事専門家の中にも海兵隊が削減されても米軍の緊急展開能力は損なわれないという有力な議論がある。加えて、沖縄の海兵隊の存在理由は軍事的というよりも政治的なものというのが米国政府の見解であることを考えれば、適切な日米防衛協力を

沖縄米軍基地問題に関する主要各党の態度

	特措法改正問題	米軍基地の整理縮小	日米地位協定の改善	沖縄振興策
自民党	必要最小限度の法改正は止むを得ない。	海兵隊の削減・撤退に反対。 SACO合意の案件の着実な実現をはかる。	SACO合意の案件の実現をはかる。日米地位協定の改訂には反対。	航空運賃の引き下げなどの措置をすでに実施。 自貿地域の拡充、ノービザ制度の導入には慎重。
新進党	国の防衛にかかわる問題を自治体に委ねる現在の仕組みを根本的に改める必要がある。 当面の法改正については検討中。	海兵隊の削減・撤退を求める意見が党内に存在。 全体的には兵力削減には慎重。	SACO合意の案件の実現をはかる。日米地位協定の改訂には反対。	沖縄県の要望を受けとめ積極的に対応すべき。
民主党	米軍基地の整理縮小、地位協定の改善、沖縄振興策の拡充が必要。無条件に賛成というわけにはいかない。	海兵隊の削減・撤退について日米協議を開始すべき。	環境保護・軍事演習の規制に関する日米合意をめざすべき。	自貿地域の拡充、ノービザ制度の導入をめざす。 沖縄市町村の振興策の充実。
社民党	現状の維持や固定化のための特措法の改正は認めない。	海兵隊の削減・撤退について日米協議を開始すべき。	地位協定改定のための努力を継続する。 劣化ウラン弾の日本からの撤去を求める。	沖縄県の国際都市形成構想、規制緩和などの産業振興特別措置の実現をめざす。
さきがけ	必要最小限度の法改正について前向きに検討するが沖縄振興策の拡充が前提。	「日米安保共同宣言」にもとづき海兵隊のあり方について日米間で協議すべき。	県民投票を受けとめて運用の改善で足りなければ地位協定の見直しを検討する。	一国二制度も視野に入れ自貿地域拡充をめざす島田懇の提言の実現のためフォローアップの設置。

(各政党の主張を筆者の責任で要約・引用したものである)

充実していくべきは、海兵隊削減によって生じうる問題を補完することは十分に可能なのではないか。

日米両国政府は、昨年4月の日米共同宣言で「日本における米軍の兵力構成を含む軍事態勢について引き続き緊密に協議する」と確認したことにより目を向けるべきである。沖縄県民を含めて日本国民の多数が、沖縄の海兵隊をすぐに撤退させるべきだと考えているとは思えない。朝鮮半島情勢に目配りもしながら、段階的に削減・撤退を求める

というのが大勢の意見だろう。むしろ、頑なに兵力構成に関する議論を拒否することの方が、国民的な信頼関係を損なうという意味において、日米安保体制により重大な影響を及ぼすことになると危惧せざるをないのである。

日米地位協定の規定をドイツ並みに

この2月に発覚した沖縄・鳥島における劣化ウラン弾誤射事件は、特措法の見直し問題で揺れて

いた政局をさらに複雑にしただけでなく、日米地位協定のもつ欠陥に改めて焦点を当てることになった。

一昨年9月の少女暴行事件以来、沖縄県は日米地位協定の改定に関して10項目の要求を突きつけてきた。そのうち、刑事事件の被疑者の身柄引き渡しについては、新たな合意を日米間でとりまとめるなど、一定の成果をあげてきた。ところが、軍事演習の規制にかかわる規定や環境保護のための国内法の適用に関しては、沖縄県の10項目要求に盛り込まれていたにもかかわらず、これまで検討されることがなかったのである。

環境保護について言えば、劣化ウラン弾事件が起きた鳥島において、日米合同委員会合意に基づいて、「爆発物処理がなされる」とされているにもかかわらず、十分な廃弾処理が行われなかつた事実を指摘しておかなければならぬ。さらに、鳥島事件の直後、端慶観察基地から国内基準をはるかに上回る量のPCB廃液が検出されるという事件が起きている。

他国との比較で言えば、たとえばドイツでは、米国との地位協定に当たる「ボン補足協定」を過去3回にわたって改定し、環境保護及び軍事演習について詳細な規定を設けている。少なくともドイツ並みに、環境保護及び軍事演習の規制に関する規定を整備することは当然のことだろう。

「一国二制度」を展望した沖縄振興

沖縄県は、すでに政府に対して、①自由貿易地

域の拡充強化による「経済特別区」の形成②那覇港「ベースポート」指定に向けての基盤整備及び国によるその支援③魅力ある国際観光保養基地の整備のためのノービザ制度の拡充④情報関連産業の集積促進⑤政府開発援助（ODA）を活用した相互経済協力の推進――を内容とする「規制緩和等産業振興特別措置に関する要望」を提出している。その中でもポイントは「経済特別区」の形成に不可欠な法人税、関税の自主権の確立、国際観光振興に必要なノービザ制度の導入である。

これに対して、政府は沖縄県側との協議機関である「沖縄政策協議会」において関連プロジェクトチームを設けて検討を加えているところであるが、「一国二制度」に道を開くような施策にはあくまでも冷淡である。

もちろん、米軍基地の整理・縮小と沖縄振興とはまったくレベルの違う話であり、基地縮小がままたならないから、経済的なアメで県民の歓心を買おうというのでは沖縄の理解は到底得られないだろう。しかし、基地があるから自立ができないという呪縛から少しでも解き放たれるような施策を実行していくことができれば、県民は未来の可能性に目を向けることができるようになるはずだ。そして、そのことは米軍基地の整理・縮小問題の解決に自ずと好ましい影響を与えることになる。

必要なのは、未来志向のビジョン、そして問題解決に向けた決意である。

（4月1日現在）

お知らせ・案内

・社団法人 生活経済政策研究所（略称 生活研）とは

生活研は、平和経済計画会議の名称を変更し、新しい時代に即応した研究活動を行うため、1997年（平成9年）2月24日からスタートした研究機関です。生活研は、生活者・勤労者の視点を重視し、生活の質を充実するため、市場の効率と社会的公正との両立、生活課題と経済との相互関連に着目して調査、研究、提言を行っています。生活研は、会員、または、本誌『生活経済政策』（月刊）の購読者になっていただくことをお願いしています。